

阿南市告示第139号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の規定により送達すべき書類は、同法第20条の2の規定により、その送達に代えて公示送達をする。

送達すべき書類は、阿南市総務部税務課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年10月22日

阿南市長 岩 佐 義 弘

1 送達すべき書類

令和8年度固定資産税第2期督促状

令和8年度市県民税第2期督促状

令和8年度国民健康保険税第3期督促状

2 送達を受けるべき者

別紙のとおり